

いしかわ里山振興ファンド専門家派遣事業実施要綱

1. 目的

本事業は、いしかわ里山づくり推進協議会（以下「協議会」という。）が、いしかわ里山振興ファンド事業の採択を受けた事業者（以下「採択事業者」という。）が採択事業を実施するにあたり抱える種々の問題（経営、技術、人材、情報化、ブランド化、販路開拓等）に対して、外部の専門家を派遣し、適切な指導等を行うことにより、問題の解決及び事業者の創意工夫の発揮を図り、もって事業の適切かつ確実な実施の確保に資することを目的とする。

2. 対象者及び専門家派遣回数の上限

本事業の対象者は、採択事業の助成期間中及び助成期間終了から5年以内の採択事業者とし、採択事業に関係する取組を進めるため必要な専門家派遣に限る。

専門家派遣回数の上限は、同一年度内3回まで、1採択事業あたり10回までとする。

ただし、「新商品・新サービス開発に係る事前調査支援」の採択を受けた後に「新商品・新サービス開発支援」の採択を受けた事業者や、「地域の合意形成に向けた支援」の採択を受けた後に「モデル的な取り組みへの総合支援」の採択を受けた事業者は、前後の採択事業を合わせて1採択事業とみなす。

4. 実施方法

(1) 申し込み

専門家の派遣を希望する採択事業者は、専門家派遣申請書（様式第1号）及び関連する必要書類を添付し、協議会の事務局（以下「事務局」という。）に申し込むものとする。

(2) 派遣専門家の選定

事務局は、申請内容を審査し、適切な専門家を選定し派遣する。なお、採択事業者が派遣専門家を指定し申請する場合は、事業目的、内容等を踏まえ、適切な専門家であるかどうかを審査する。

4. 守秘義務

事務局は、派遣専門家に対し、支援を実施する上で知り得た申請者等の個人情報及び企業秘密（以下「申請者の個人情報等」という。）の保護を厳守する義務を課すとともに、自らも申請者の個人情報等の保護を厳守する。

また、派遣専門家は、本事業により知り得た申請者の個人情報等の保護を厳守するとともに、これらを自己の利益のために利用してはならない。

5. 専門家派遣費用

事務局は、協議会の定める規定により、派遣専門家に謝金及び旅費を支給する。

6. 完了報告の義務

派遣専門家及び専門家の派遣を受けた申請者は、本事業に係る助言等が完了した後、速やかに、専門家派遣事業報告書（結果報告書）（様式第2号、様式第3号）を事務局に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 経過措置として、採択事業の助成期間が令和 4 年 9 月 30 日以前に終了した採択事業者は、令和 4 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月末までの 5 年間専門家派遣の申請をすることができる。